**平成２７年（フ）第８６５号**
堺市南区竹城台２丁１番10―208号、前住所堺市南区茶山台２丁７番３―309号
債務者　元家美都代
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第９６９号**
大阪府富田林市藤沢台６丁目23番13号―306
債務者　出島　公宏
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０１１号**
大阪府柏原市片山町13番71―508号　アネックス
債務者　松本　朝行
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０２１号**
大阪府南河内郡太子町大字山田3552番地
債務者　川邉　友美
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０２６号**
堺市西区鳳東町７丁749番地
債務者　小田　千恵
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０３５号**
堺市堺区西湊町２丁１番８号、前住所堺市北区金岡町2417番地
債務者　友寄　誠司
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０５９号**
大阪府羽曳野市島泉９丁目８番２号
債務者　岡本　美樹
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０６０号**
大阪府富田林市錦織中１丁目14番16号　グループホーム　ＬＲＬ14、住民票上の住所大阪府富田林市喜志町１丁目８番33号―12
債務者　津田　昌吾
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０８６号**
堺市堺区海山町１丁７番地２　202号
債務者　益池　理恵（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１１２５号**
堺市南区竹城台１丁２番11―106号
債務者　井倉　節子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第２号**
兵庫県多可郡多可町中区奥中777番地　奥中団地19号、前住所神戸市垂水区多聞台２丁目11番11―503号
債務者　藤本　宏輝
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
神戸地方裁判所社支部

**平成２７年（フ）第１０７号**
山口県山陽小野田市中央１丁目１番48号（小野田ハイツ206号）、従前の住所同市波瀬１丁目１番13号（竜王ハイツ102号）
債務者　奥薗　利秋
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２８年（フ）第１号**
山口県宇部市昭和町４丁目10番34―３号
債務者　半田　浩司
1　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２７年（フ）第３８２号**
沖縄県那覇市長田２丁目25番10号　丘ノ荘１―Ｂ
債務者　志慶眞　温
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第３８８号**
沖縄県浦添市勢理客３丁目２番19―102号　ラッキーマンション
債務者　富永由美子
1　決定年月日時　平成28年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第１４３号**
北海道室蘭市母恋北町２丁目４番９号
債務者　水木　竜哉
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２７年（フ）第７５号**
新潟県上越市大字土橋1803番地84
債務者　加藤　匡崇
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部